

盛岡市市税条例等及び玉山村の編入に伴う盛岡市市税条例の適用の経過措置に関する条例の一部改正について

平成 21 年 2 月 16 日
財 政 部 ・ 市 民 部

1 改正の趣旨

- (1) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の改正に伴い個人の市民税に係る寄附金控除の対象に、所得税の寄附金控除の対象の中から、地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして、地方公共団体が指定する法人等への寄附金を追加することとし、また、新たに国民健康保険税が特別徴収の対象となる被保険者の保険税について、特別徴収を開始する前に普通徴収を行うこととなるため、必要な規定の整備をしようとするものである。
- (2) 旧玉山村の区域における平成 21 年度分の国民健康保険税の経過措置を定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市市税条例等の一部改正について

ア 条例で指定する法人等への寄附金の追加について（具体的な法人等の指定については、規則で別に定めるものとする。）

- (イ) 指定寄附金（所得税法第 78 条第 2 項第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金）
- (ロ) 独立行政法人に対する寄附金（所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 217 条第 1 号）
- (ハ) 地方独立行政法人に対する寄附金（所得税法施行令第 217 条第 1 号の 2）
- (ニ) 特殊法人等のうち所得税法に規定する特定公益増進法人に該当する法人に対する寄附金（所得税法施行令第 217 条第 2 号）
- (ホ) 公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金（所得税法に規定する特定公益増進法人で新たな公益法人制度に移行する前の法人も含む。）
- (ヘ) 学校法人に対する寄附金（所得税法施行令第 217 条第 4 号）
- (セ) 社会福祉法人に対する寄附金（所得税法施行令第 217 条第 5 号）
- (シ) 更生保護法人に対する寄附金（所得税法施行令第 217 条第 6 号）
- (ク) 認定特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭（所得税法第 78 条第 3 項）

(コ) 認定 NPO 法人に対する寄附金（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 18 の 3 に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法第 2 条第 1 項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金）

イ 特別徴収開始前の普通徴収の実施について

平成 20 年 10 月からの国民健康保険税の特別徴収の開始に当たっては、特別徴収開始前の期間において普通徴収を行うことを経過措置として規定していたが、平成 21 年度以降も恒常的に対応する必要があることから、経過措置ではなく、本則に規定するものである。

ウ 法人市民税に関する経過措置について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）の施行に伴い、公益社団法人・公益財団法人の認定について 5 年間の移行期間が設けられていることから、当該移行期間中の法人市民税の減免に対する経過措置を設けるものである。

(2) 玉山村の編入に伴う盛岡市市税条例の適用の経過措置に関する条例の一部改正について

盛岡市と旧玉山村との国民健康保険税については、不均一課税を行っており、平成 21 年度についても継続するため、経過措置を定めるものである。

盛岡・都南地域と玉山区の不均一課税の状況

区分	盛岡・都南地域	玉山区
医療分所得割	7.60%	6.40%
介護分所得割	2.50%	2.20%
介護分世帯別平等割	6,700 円	6,300 円

3 施行期日

2 (1) アについて 平成 22 年 4 月 1 日

2 (1) イ、ウ及び(2)について 平成 21 年 4 月 1 日